

メタデータのオープン化等検討ワーキンググループ(第4回) 議事概要

日時：平成 28 年 12 月 12 日（月）16:00～18:10

場所：中央合同庁舎 4 号館 共用 443 会議室

【議事】

1. メタデータのオープン化等に関するガイドライン（素案）について
2. 今後の進め方

【概要】

1. メタデータのオープン化等に関するガイドライン（素案）について

○事務局より、資料 1 及び資料 2 に基づき説明。

○質疑の内容は、以下の通り。

（国立歴史民俗博物館 後藤准教授）

- ・全体的にやや長くて読み切れない印象。削れるところは削った方がよいのではないか。

（京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査）

- ・資料 2 の表を見て分かればよいよう、人の少ない市町村などもこの表を見ればよいようにするというのではなかったか。本文が全て表に落とし込まれているのがよい。ところで、前回議論になった連携表はどうするのか。

（国立国会図書館 徳原補佐）

- ・連携表（ポンチ絵）については、実務者協議会の報告書へ掲載することとした。

（高野主査）

- ・このガイドラインは一部を参照するようなもので、全部を読むものではないのだろう。実務的な人が判断するためのものであり、政府がどういうものを推奨しているのかを知るためのテキストである。
- ・実務者のためのエグゼクティブサマリーのようなものが別にあってもよいかもしれない。これから発信しようとおもっているもの、あるいはこれまでの活動を、それにしたがって評価・診断できるようなもの。
- ・このガイドラインを読み解くためのものが必要。このガイドラインを削って中途半端なものができるよりは、そうしたものを作るほうがよい。

（国立歴史民俗博物館 後藤准教授）

- ・ガイドラインについてのレファレンスというか、ポインタとなるようなものが一つ手前に付くというイメージと理解した。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・資料2を見たらうえてガイドラインを読むという、そういう前提か。

(高野主査)

- ・資料2は資料1の技術的なまとめ。あなたぐらいの予算・規模のところは、このぐらいを目指して下さいという政府推奨レベルを示している。そこから外れるときには、特別な理由を明記することを求めるようなプレッシャーがかけられればよい。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・先ほどエグゼクティブサマリーという話があったが、ガイドラインがあるとそれ自体が単独のものとして参照されて、独り歩きする可能性が非常に高い。一通り読むと、これはガイドラインというよりも、ワーキンググループが考えた最強のメタデータというようなそういう報告書を作ろうとしているように読める。いろんなレベルが混在しているが、集めた結果のアーカイブをどう利用するかというメタデータと個別の提供機関の人たちがこういう風にしてメタデータを出しましようという話はもう少し整理しないと、通読したときにこれは自分の話なのかどうか分からない感じがする。前半にコンパクトな形でエッセンスを書いて、もちろん国家政策も重要であるが、実務を担う人たちが何を見るべきか分かる形がいいのではないかな。

(高野主査)

- ・混乱状況がこのガイドラインにも出てしまっている。あるいは、デジタル発信をする人のためのガイドラインを前半にして、後半はそれを活用しようとする人向けにする、と立場を分けてしまう考え方もある。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・そうできればよいが、これからそこまで変えていくのは大変な作業になってしまい、今日が締め括りにも関わらず、またスタートということになってしまう。もう一つの考え方としては、それぞれの項目でどっちに該当するというようなマークを付けるとか、読むときのヒントになるものが加われば、読み手にとって関係のある項目かどうか分かりやすい。

(高野主査)

- ・それは名案。この項目はAのみに関係する／Bのみに関係する／両方に関係するという印を各セクションにつける。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- それはアグリゲーターや束ね役でなく、松竹梅のうち梅レベルのものをやろうとした場合は、こことここを読む、というようなイメージか。できることが機関の規模によっても違ってくるので、A、B マークを付けるのも大変である。最低限はここが必要とか、付加的にここがあるといいというような分け方になるか。

(高野主査)

- アグリゲーターは発信者でもあり受信者でもある。その他に、コントリビューションだけというのものもあるし、他にデータを渡さない最終使用者、アプリケーションだけ考えるサイト、それぞれがあり得る。それぞれの側面について評価できる。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- アグリゲーターを念頭に置いた部分はそれほどないのではないかと。Europeana とか出てくるのでアグリゲーターのことを言っているように思えるが、実は「OAI-PMH」で提供しなさいなどと言っている点で、提供側の話が念頭だと思う。そして、提供側にもレベルがあって、SPARQL エンドポイントを立てなさいといっても無理なところが沢山ある。他方、大規模だがアグリゲーションをやるつもりはない組織もあれば、アグリゲーションもやりましょと、両方やってくれるところもあるかもしれない。提供側にはレベルの差異があるが、アグリゲーションはもしかしたら限られたポイントとして絞っていてもいいのではないかと思う。

(高野主査)

- テクニカルなことはあまり書いておらず、「こう発信してくれればいろんな集め方ができる」ということを、NDL サーチや文化遺産オンラインを念頭において書いていると思われる。それらに対して、アグリゲーターから評価できる尺度も入れられるとよい。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- 13 ページで示されている要検討事項について、ぱっと読んだ感じでは、アグリゲートする機関に負担感があると思う。新たに組織内の使命に入れていくのは難しいような気がする。その意味で、アグリゲーターに手を上げるインセンティブがないような気がする。そのために、ガイドラインにどのように書いていくのがよいか、皆さんのお知恵をいただきたい。

(高野主査)

- Europeana は年間 200 億円近くを用意してインセンティブ付けをした。
- 中央からの働きかけはきっかけになるだろう。
- インセンティブ付けは難しい。だが、自分たちのミッションを果たすために重要

だと思ったところから少しずつ変わるだろう。そこから競争が働いていけばよい。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・話は変わるが、分量が増えていく一つとして、メタデータのガイドラインなのにコンテンツの持ち方だとか提供方法（解像度等）まで及んでいる点である。

(高野主査)

- ・ガイドラインのタイトルは、このワーキンググループの名称にあわせている。だが、メタデータ以外のことについていっさい触れない、というわけではない。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・入れるのはいいが、タイトルでメタデータと言っているからには、メタデータのセクションとそうでないセクションを分けないと、読み手は混乱する。まずは、メタデータをオープンにするためには何をしなければならないかということが分かるようにすべきではないか。

(高野主査)

- ・メタデータとそれ以外のものが明確に別れるかどうか。サイズと色はメタデータだけど材質はそうではない、といったように人によってそれがメタデータかどうかの定義が変わる。それを厳密に定義づけしようとするのはナンセンス。時代を経るについて、コンテンツデータとされたものがメタデータになることもある。メタデータ／コンテンツ／サムネイルという三分類は動きうる。それゆえに、こうした構成になっている。セクションの名称にメタデータという言葉が出ないようにしてもよい。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・ガイドラインの名称を変えてもよいか。「メタデータ」という語句を取って「デジタルアーカイブのオープン化等に関するガイドライン」にするとか。

(知財事務局 下田補佐)

- ・名称はこれに固執するものでなく、変えること自体は問題ない。

(高野主査)

- ・会の名前は変えられないが、報告書の名称は変えられる。この国のデジタルアーカイブにデータを貯めていくために、みんながどう努力していくべきか、そのためのガイドラインということが分かればよい。
- ・そもそも「メタデータ」とは、何かについて書いているものであり相対的なもの。時代を経て変わりうるし、いったんメタデータをとったら未来永劫それで十分ということもないし、メタデータのアーカイブ化ものちのち必要となる。ここが親

会であれば、杉本委員がそのように発言するだろう。いま有用だと認識し、情報を峻別しているそのかたちが、いまのメタデータに表れている。そのかたちは将来変わりうる。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・考え方を後押しするとか、いろいろなエンカレッジだとかいう意味はよく分かるが、ガイドラインというものは、もっと実務的というか、実際にやる人が、これを見て自分が何をすべきか分かるようにするための手引きという性質であるべき。

(高野主査)

- ・だとすると、タイトルはこのままでよい。デジタルデータのとらえ方を「たくさんある情報のうち、ここにこういうものがあるということを知らせるためのデータがメタデータ、それをビジュアルで見せるのがサムネイル、それ以外のものがコンテンツデータ」と三階層にわけて記述し、デジタルアーカイブというのはこのような考え方で成り立っているということ、冒頭にそれを掲げる。情報を発信するとき、この三階層のどのレイヤーを出すかは独立に考えられると整理してはどうか。
- ・この三階層の分類が確立している分野とそうでないところがある。そうした事情を配慮した形にしておく。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・今の座長の整理は分かるものの、神崎氏の意見も分かる。5ページのデジタルアーカイブの連携方法に関する記述は再調整が必要ではないか。事務局の負担を増やさないために座長に相談をさせていただきたい。
- ・また、資料を拝見して、9ページにある裁定制度に関するマークについての記述に驚いた。マークを作っても、以前文化庁が著作権フリーマークを作ったが使われていないことを思い出した。クリエイティブコモンズの世界で表記していった方が良かったと思うが、どのような考えでこのような整理したのかを聞きたい。

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・問題意識としては福島氏と同じであるが、クリエイティブコモンズは著作権のあるものに付記するものであり、著作権の無いものにグローバルな表記を付けて管理をしていくことは実は難しい。
- ・Europeana では、パブリックドメインマークを付ける場合は、どの国でもパブリックドメインである物に付けるものとされている。
- ・これは、日本でも同じで、海外で使ってもらえば、そのあたりを明確にしていく必要があるかと思う。国立国会図書館でも（我が国で）著作権保護期間が満了していることをテキストで示す取組は始まっているが、これからマシンリーダブルなものにしていくときに課題となってくる。

- ・ Europeanana でも、アメリカと連携する際に、アメリカでは著作権満了であるということ別途明示している。
- ・ その意味で、日本の裁定制度に基づいて公開しているということ、例えば著作権法第47条の6に基づくサムネイル/プレビューの利用についても、グローバル対応として、何かしら英語表記での説明は必要かと思う。

(高野主査)

- ・ 初歩的な質問をする。谷崎潤一郎の作品など日本でつい最近 50 年の保護期間が満了したコンテンツがパブリックドメインとされて青空文庫などに収められている。これをアメリカで使おうとすると著作権違反となるのか。

(東京大学 生員客員准教授)

- ・ 厳密に言えばそのようなことが生じ得るという理解。

(高野主査)

- ・ では、アメリカで 55 年前に亡くなった人物の著作物を、日本に持ち込んで利用するのは、日本の著作権では死後 50 年しか保護されないの自由で使えるのか。

(東京大学 生員客員准教授)

- ・ そういうことも起こり得るかと思う。

(高野主査)

- ・ それははっきり問題ないということか。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・ ベルヌ条約はそのような扱いになっているのか。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・ 楽譜などでは日本では使えるが、海外では使えないといったものがたくさんある。

(高野主査)

- ・ それでは、その 20 年の差をうまく利用して英語コンテンツのためのサイトを日本で立ち上げて世界に向けて発信することは可能ということか。なぜ誰もしないのか。

(東京大学 生員客員准教授)

- ・ 大変微妙な領域かと思う。そのようなことをすると外国からクレームがあると思う。

(高野主査)

- ・外国からのクレームが怖いということか。
- ・しかし、ベルヌ条約上は、それぞれの国がそれぞれの国のルールに従って、世界の著作物を使っていいというものではないのか。

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・たしかに、その国ごとの法律が適用されることがベルヌ条約上の原則ではある。しかし、インターネットの上に乗せた著作物にどこの国の法律が適用されるかは個別にみていくと複雑な問題になってしまう。

(知財事務局 永山参事官)

- ・インターネット上での著作物の考え方には、発信地主義や受信地主義といった考え方があり、国内に留まっていれば問題ないが、グローバルにみて完全にシロとは言えない面がある。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・楽譜の場合は、著作権が切れたものを IMSLP というサイトでダウンロードできるが、ダウンロードの際には、どこの国では著作権は切れているが、あなたの国では切れていない可能性があることに留意してくださいと警告が出た上で楽譜が表示される。
- ・このサイトのサーバは確かカナダに置いてある。カナダの著作権保護期間が 50 年と比較的短いからである。

(高野主査)

- ・裁判リスクを覚悟して、表記を丁寧にすればできなくはないということと理解した。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・アイデアとして、国立国会図書館の典拠を参照し、この作者であれば没後何年なので、日本ではこうで、保護期間 70 年のところはこうであるということを SVG などのマークで表現するようなスクリプトで返してあげるサービスを国立国会図書館が行えばいいのかもしれない。

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・この点については、このワーキンググループの宿題ではないと思うが、中長期的には、ル・コルビュジエのような狭間にあるものはどうするのか。整理がいるかもしれない。

(東京大学文書館 森本准教授)

- ・ガイドラインという言葉がピンとこない。例えば、自身の文書館は推奨レベルの下にあると思うが、そのような館がデジタル情報を発信しようとした時に資料2の表を見ると参考になる、というイメージを受けるが、アグリゲーターのガイドラインにもなるというのは意外であった。
- ・中身の組み換えで済むとは思いますが、大前提として、物を持っているところがデジタル情報を発信する際に、クリアすべきことを記載していくことでよいのではないか。
- ・アグリゲーターになる館は、このようなことは既に理解しているのではないか。
- ・ポイントと説明を分けることで、素人館が何かを始めるときに参考にできると思う。

(高野主査)

- ・前回、国立公文書館のデジタルアーカイブについての話があったが、そこでは、来館者は資料をコピーしたものは自由に扱ってよい、そこでは著作権はあまり意識されていないという話があった。それは国の公文書館も含めて常識なのか。

(東京大学文書館 森本准教授)

- ・国以外のことは分からないが公文書管理法がかかっているものはどれだけ改変されても問題は生じない。これは情報公開と同じ発想である。情報公開で入手された資料が新聞やブログに掲載されるのと同じである。

(高野主査)

- ・いちばん読んでもらいたいのは、現在はあまりデジタルで発信をしていない館の人々。これからデジタルで発信しようとするとき、どのようなハードルを越えていけばよいのかが明確に分かるような内容が前半にあるとよい。
- ・さらに後半には、アグリゲーターになるためには、追加で考えていくべき事を記載する。そのような二段階構成が分かりやすいかもしれない。
- ・5ページの図2は、概念が混乱しているように思われる。API といっても様々な種類があるだろう。連携をどのレベルでするかを判断しましょう、というのがラストとして最初にあって、そのうえで、モダンな形で表現してもいいし、ベタに表という形式で整理する方法もある、といったように。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・図2について、機械がつながれば全て API とも言えるので、この表現がよいかどうか。
- ・表形式のデータ公開というのは、データそのものの公開という理解か。データを持っていて下さいというイメージか。
- ・LD も、SPARQL などを入れたら API になってしまうが。
- ・デジタルコンテンツの連携は、IIIF の話で、根本的に位相の違う話。別に置いた

方がよいかもしれない。

(高野主査)

- ・情報を「メタデータ／サムネイル／コンテンツデータ」のように 3 つほどの種類に分けて、そのうちどこまでをどのように公開するのか公開範囲を決める、という説明が分かりやすいか。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・図 2 をもう少し分かりやすくすることで、森本氏や神崎氏の意見への答えになるのではないか。
- ・7 ページに出てくる IIIF については私もここに記載する必要はないと思う。ここだけ急にテクニカルになっていると思う。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・IIIF はメタデータ連携ではないところが気になる。ここだけ連携の仕方が異質。

(高野主査)

- ・連携という言葉は、公開と同じ意味合いで使っているのだろう。メタデータを公開するのに使えるのは、API や表形式、LOD などである。同様にサムネイルを公開するのにも、それらが使える。そして、データを丸ごと渡すのか、個別に請求がきたものを出すのかがある。コンテンツデータを公開するのに、完全ダウンロードでサービスする方法もあるし、要求があったものについてサムネイルをまず出して、求めに応じて大きな画像を出しつつダウンロードを認めない、というのもある。そのように「公開の範囲」と「公開の方法」という観点で整理するのどうか。
- ・よきデジタルアーカイブ発信者となるためには、というのが左側にあって、それをとりまとめるアグリゲーターが考えるべきプラスアルファが右側にあるようにする。自分ではデータをまったくもたないけど右側にだけやる人もいれば、NDL のように左も右もやる立場の組織もあるだろう。左側を普通の人でも分かる言葉で整理していけばよいか。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・表形式のところだが、表形式以外のものはそれぞれ仕様があるが、表形式というだけでは対応レベルが曖昧である。例に挙げられている Excel 形式でデータを提供しても、受け取り側で対応できるかということ、おそらく無理がある。表形式でもいいが、もう少し補足が必要だろう。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・その点は、参考資料であとからいくらでも追加できるようになればよいと思い、

参考資料により 14. の記載を膨らませていく形があると思っている。

(高野主査)

- ・ガイドラインとして表形式のフォーマットを決めるのは意味がない。標準的なこういうやり方もあるし、そこまで至っていなくても手元にある資料を整理して発信するやり方もある。その場合受け手との調整が必要。文化遺産オンラインも表形式のようにしているものがほとんどだが、調整をしながらやっている。ここでは受け取る側のコストが増す。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・ここは、Excel をとればよい。
- ・LODによる連携について、SPARQLの話とそれ以外のRDFデータをそのまま提供するという話が一緒になっているが、SPARQLというとAPIに近い。他方、RDFは表のデータそのまま置くことに近い。データを置くということと、コンピュータアクセスできるということは分けるべきではないか。

(高野主査)

- ・公開の方法の選択の問題。検索というインターフェースだと SPARQL も使える。ただし、そのときデータに近い形で整理されていないとならない。ただ、技術を分かりやすく表にするのは大変なこと。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・8頁に長期アクセス、OAISのような話があって、これはオープンにするデータというよりも内部的な長期保存のためにどうするかという視点なので、ここにいれるのは若干違うのではないか。OAISは敷居が高すぎるので、これは触れなくてよいのではないか。

(高野主査)

- ・ここで言っていることは、APIを立ち上げたものの1年後には動いていない、あるいは仕様が変わりました、ということでは困るということであろう。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・そこは議論のあるところだが、ヨーロッパでは一般的に検討されている仕様書の中で通常盛り込まれていることを親会議でNTTデータの方も言っていたことから、こういうものがあること自体は触れておいた方がいいという考え方から入れたもの。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・OAISは完全に実装できているという話は聞いたことがなく、実装の方法もばらば

らであるので、参考で入れるのはいいが、推奨するのはどうか。

(高野主査)

- ・ある組織がデジタルアーカイブをやろうというとき仕様書を書くが、そのとき OAIS などにはよく分からないから入れないとなる。流通しているパッケージや企業側が用意するサービスメニューにも、そういうものが一切ない。海外では、OAIS に準拠するというのは常識に属しているとは思いますが。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・プリザベーションと連携には少しズレがある。プリザベーションをしっかりとやるには、確かに OAIS が外せないが、入れるにしても、もう少し弱めて入れるのが良いと思う。

(高野主査)

- ・参考にして頑張りましょう、という程度のこと。海外アーキビストと話をする、日本の「アーカイブ」と称しているものに対して、アーカイブとしてのフィロソフィーがない、ただのデータベースと何が違うのかなどと指摘をされることがある。保存や公開の仕方、安定的な運用といったことも含めた方向性として、OAIS は望ましいことを示している。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・IIIF などともそうだが、連携という部分の本体に加えてアーカイブを構築するに当たっては、出口は IIIF のようなものがあるといいし、本体のベーシックなところにはプリザベーションも考えるのが望ましいみたいな、そういう視点であればいいのではないかな。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・結局パブリックドメインの方向性はどういう結論になったのか。

(高野主査)

- ・日本独自のマークを、資料2の松・竹・梅にあわせてつけてもいいのかもしれないが、パブリックドメイン関連についてはデリケートな問題であり、注意書きが必要だろう。
- ・ここでは、アメリカのパブリックドメインと日本のパブリックドメインを混同されても困るという議論と CC0 や CCBY といった議論の二段階の議論がある。
- ・日本独自のパブリックドメインマークについては、他の国と同じマークを使いながらクリックしたら日本のパブリックドメインはこういうことだと分かるようにするか、独自マークにするべきか問題かと思う。

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・クリエイティブコモンズでもパブリックドメインマークを作ってしばらくして、パブリックドメイン 50 マークやパブリックドメインジャパンマークといったものを作るといった話もあったが、それをやると、パブリックドメインマークの定義は国ごとに異なるので難しいということになった。
- ・そのため、独自のマークを作ることは避けるべきではあるが、状況は明確にすべきであると考え。何も表記されていないのは良くない。公式なマークでなくても良いので対応は考えなければならない。
- ・裁定制度でいうと、EU では、EU オーフネットワークという表記がある。著作権は切れているが、スポンサーとの関係で使えないといったものや論文では使えるが商業利用は認めないというような契約もある。多様で複雑な規約形態になっているので、一括標準化は難しい。
- ・そのため、今回のガイドラインでは、メタデータについては権利放棄で、著作権切れのものは自由に使っていいとして、詳細には、こういう論点もあると付録的に記載するのがよいのではないか。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・このワーキングのレベルで議論できるのかという気もする。例えば、このマークの話や、11 ページの我が国における CC0 の意味の整理など。

(高野主査)

- ・デジタルアーカイブを作っていくという立場でどうか、ということぐらいでいいのかもしれない。メタデータのコピーライトについて、CC0 や CC BY が云々されているところからすると、メタデータには著作権が存在するということか。それが世界の標準なのだろうか？ 博物館がつくるようなメタデータは著作物なのか？

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・存在しうる場合がある。確認的な意味も込めてメタデータは自由に使っていいということまでを一括で宣言することがメタデータ=CC0 ということであると思う。

(高野主査)

- ・とすると、自分が描いた絵についての著作権について、本人が亡くなったあとは、遺族なりが踏み込んだことを言わない限りパブリックドメインマークはつけられないということか。

(東京大学 生貝客員准教授)

- ・メタデータをどこまでと想定するかであるが、それだけで著作物となるのは少ないかもしれないが、ただ、全体としてデータベースからコピーしてきた場合には、著作権の対象となるかもしれないし、ディスクリプションをメタデータとしてい

る場合にも著作権の対象となるかもしれない。

- ・ Europeana の場合は、そのような場合でもメタデータは使ってもいいということをも明確に宣言している。そのことで疑義を持たずに使えるようになっている。
- ・ また、資料 1 11 ページに CC0 の意味について要確認とされているが、CC0 とはすべての権利を放棄するということであり、ここに書かれている人格権など放棄できないような権利については、権利行使しないということをお約束したりすることになる。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・ 各論に進んで、12 頁の丸の 2 番目に「画像・映像ファイル自体へのメタデータの書き込み」と書かれてあるが、これはどういう意図か。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・ 単純な話で、画像ファイル自体について現場で仕様書を見ていると記載がない場合があるので、そのあたりに注意をいただくために記載をしてもらった。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・ これを読むと、作者は誰だとかを外部メタデータだけでなくファイル自体にも書き込みなさいと言っているように読めるので、混乱すると思う。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・ この点は、私の方で後ほど修正意見をお示ししたい。
- ・ 少し前に OAIS の話が合ったが、プリザベーションについては、別途項目を設けても良いかと思っているがどうか。その方が博物館などからも受け付けられやすくなると思う。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・ 資料 2 の最後の「持続可能性の確保」においてすべて「？」としている。実はこれはガイドラインの本文にはないから。そのあたりを書く必要があるなら、追加する必要があると思っていたところ。

(高野主査)

- ・ 災害が起きると資料が散逸・焼亡してしまうおそれがあるところが多い。その対策としても重要であり、デジタルアーカイブ化してないと保存も大変ということをお話しておく、それぞれの組織で予算がとりやすくなるかもしれない。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・ プリザベーションとオープン化で包含関係が異なる。プリザベーションの仕組みや手段、例えば、ハードウェア、組織、運用でデータをどうマイグレーションする

か等、の中の一つとして、オープン化があるという理解。

- ・オープン化の方はオープン化の方で、こういうメリットがあつて、たまたま重なるのがその一か所という作りになっている。これらを混ぜるのは、一体性の観点から相当難しいのではないか。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・そこは背景を念頭に置きながら進めることになると思う。私としては、この手のガイドラインとしては触れておいた方がいいかと思う。
- ・ガイドライン全体の整合は、少し考えていきたいと思う。

(高野主査)

- ・公開はする必要はないと思っているが、プリザベーションはしなくてはいけないという組織はあるだろう。現物をプリザーブしておく倉庫を作っておくことは組織のミッションになりうるだろう。公開しないデジタルアーカイブこそプリザベーションにとっていちばんよい形だ、となるとよいのだが。プリザベーションを考えることはデジタルアーカイブを考えることだ、と。そして、そのアーカイブを開くのは、年数が経って誰も文句言わない状況になったら徐々に開いていく、という順番。ロジックとしてはそういう流れが考えられる。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・表のデジタルコンテンツの品質について、これもプリザベーションに関わるころだが、品質として何を定義するか難しい。むしろ削除してもよいように思うが、どうか。

(高野主査)

- ・画像の解像度をどう定めるかなどは刹那的な話で、いまの相場の反映でしかない。いまはこういう事例があるので、みなさんも頑張りましょうというぐらいの話になる。
- ・他方で、国を代表するような美術館博物館は G 社にデジタル化をやらせてもらって、無料で高精細なデータをもたらしている。しかし、いちばんいいデータは G 社だけが持っている。それでよいのか。そうした協力を受けるのはよいが、ただしいちばんいいデータは貰うようにしましょうね、と言っておくことは必要だろう。デジタルアーカイブをつくる現場の権利意識が低くて、もったいないことが起きている。現物を所蔵しているから、いつでもデジタルデータを取り直せばよいということなのかもしれないが、G 社のようなところが、いつまでも存続するか、あるいはアーカイブに興味を持ち続けるかは不透明。Europeana も、そうした懸念から出発しているはずだ。

(ゼノン・リミテッド・パートナーズ 神崎代表)

- ・実務的なところでいくと、せっかくデジタル化したのに、さて使おうといったときに全然解像度が足りなくて最初からデジタル化しなめたという事例は結構あるので、少なくともこれくらいの質が必要という見当はあった方がよい。

(高野主査)

- ・電子出版のときはだいたいどのぐらいの dpi、大きいディスプレイに映すときはどれぐらい、といったことは書いておいてよいだろう。

(東京大学 生員客員准教授)

- ・Europeana はコンテンツに最低基準は設けていない。

(高野主査)

- ・Europeana の副ディレクターによれば、5400 万件ほどの画像サムネイルが集まったが、ゴミ溜め状態で、二次利用に堪える解像度のものが少ないと。データ提供者に対して、データのクオリティを図るための尺度がないからだとのこと。そのための尺度をいろいろ考えているとの話だった。単に画像の大きさだけのことではないだろうが、尺度の参考例をのせてもいいのかもしれない。
- ・組織が情報を出すことのメリットとどのような現実的なリターンがあるのか、国全体としてそれをどう保証するという記事を記載できるとよい。

(国立国会図書館 徳原補佐)

- ・4 ページに記載している。

(高野主査)

- ・そこに、全項目でなくても、ひとつふたつ響くもの、これがあるならデジタル化をやろうと思わせられるようなことがあればよいのだが。プリザベーションにも役立つし、その他の何かにも役立つ、というように「一粒で二度美味しい」というようなことが、ここに記載できるとよい。

(京都府立図書館企画総務部企画調整課 福島副主査)

- ・そういう意味で、19 ページの事例があるが、入館者が増えた事例が載せられているが、文書館の経験では、どうなのか。

(東京大学文書館 森本准教授)

- ・デジタル化にかかるお金は回収できない。文書館にとって来館者が増えるという話は響かない。デジタル化を進めるメリットは、出納やレファレンスの手間が省けることくらいではないか。デジタル化を進める直接的な意味は公的機関としての社会的な責務だと思う。

(高野主査)

- ・ 日本国における MLA のサービスの現状が、国際的標準に照らして不足している。海外のナショナルアーカイブは本気でデジタルに取り組んでいる。WikiLeaks に出たようなものと、自分たちがいかに戦うかも考えている。デジタル発信こそが主戦場だととらえている。しかし、日本の館はいまだに来館者数しか見ていない。あとは、ときどき新聞に載ることぐらいが視野に入っている。それを変えるための、評価機構のようなものが、たとえば内閣府知財事務局だろうかと考えている。日本の MLA の現状はここが不足しているということを指摘し、それでよいのかどうか、変えるなら必要な予算を関係省庁がしっかりつけていく、といったことが本来は必要。
- ・ 現状にあわせていくと絶望的。それをよしとするようなガイドラインでは、ここまでやってきた意味がなくなる。

(国立歴史民俗博物館 後藤准教授)

- ・ 上を目指すことに賛成する。後ろ向きの博物館の背中を押してあげよう、というものとしたい。
- ・ 各館によりメリットの状況は異なる部分もある。ミュージアムは、入館料がある。これは国の予算に縛られず、用途が決められていない予算の一つとして使える。その意味ではミュージアムでは、入館者が増えることによるメリットは大きいのは確かである。もちろん社会的使命は大前提として絶対的なものと理解している。
- ・ 最近、国文学資料館でオープンデータセットを使ったクックパッドを公開したが、NII 史上最高のツイートを記録する程インパクトが大きかった。国文学資料館の存在を知ってもらい、研究以外の文化に使ってもらえる好例と言える。

2. 今後の進め方

○事務局より、資料3に基づき説明。

以上